

ハートフォード生命、野村證券にて取扱いの 「ハートフォード投資型年金」に新機能を追加

- 契約1カ月後から「定期受取」開始、終身死亡保障移行後も継続して受取可能に -

[2007年11月5日]

ハートフォード生命保険株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：デイビッド N. レベンソン、以下「ハートフォード生命」）は、野村證券株式会社（本社：東京都中央区、執行役社長兼CEO：古賀信行、以下「野村證券」）において2006年4月より販売している変額個人年金保険「ハートフォード投資型年金（定期受取機能付・株60型／株40型）*」に、2007年11月5日より、新たに機能を追加します。

今回新たに追加する次の機能は、お客様の「すぐに受け取りたい」「長く受け取りたい」というニーズへの対応をさらに強化したものとなっています。

1. 「定期受取」の開始時期を、従来の「契約日の1年後」から「契約日の1カ月後」に変更
2. 「特別払戻継続特約」により、年金受取に替えて終身死亡保障に移行した後も、引き続き「定期受取」が利用可能となるよう変更

これにより、「ハートフォード投資型年金（定期受取機能付・株60型／株40型）」は流動性の機能を拡張し、充実したリタイアメント・ライフに向けた資産運用ニーズにより一層お応えする年金保険となりました。

- 収益性：安定的な資産の成長
 - 株と債券を組み入れたバランスファンドで長期分散投資
 - 成長性重視の「株60型」、安定性重視の「株40型」の2つの運用コースから選択可能
 - 契約時の初期費用なし
- 流動性：「定期受取プラン」で契約日の1カ月後から一定の金額を受取可能
 - 契約日の1カ月後から年間で一時払保険料相当額の3%を「定期受取」として受取可能
 - お客様のニーズに合わせて「定期受取」の年間の受取回数を選択可能
 - 「定期受取プラン」を選択せず、「特別加算金」が加算される「据置運用プラン」も選択可能

※「定期受取プラン」は、ハートフォード投資型年金（定期受取機能付・株60型／株40型）の機能の1つである定期受取を利用したケースを想定したものであり、「据置運用プラン」と異なる商品性を表すものではありません。
- 安全性：一時払保険料相当額を受取総額で最低保証
 - 死亡保険金は基本保険金額を最低保証
 - 受取総額（定期受取累計額と年金保証額の合計）で一時払保険料相当額を最低保証（「最低保証付確定年金」で受取の場合）

*ハートフォード投資型年金（定期受取機能付・株60型／株40型）は、「変額個人年金保険I型2003」に新特別加算金付最低保証年金特約1510型／1015型を付加したものです。

さらに、「次世代に資産をのこす」というニーズに応えるために、以下の特約を付加することができます。

- 後継年金受取人指定特約
 - 年金の権利を承継する「後継年金受取人」をご契約者が事前に指定可能
- 終身保障特約 I 型・特別払戻継続特約
 - 被保険者が90歳の契約当日に年金受取に替えて終身死亡保障に移行した場合、終身死亡保障移行後も特別勘定で運用可能
 - 特別払戻継続特約により終身死亡保障へ移行した後も「定期受取」を継続可能
- 相続年金支払特約
 - ご家族に死亡保険金（災害死亡保険金）を「年金でのこす」ことを指定可能

お客さまが負うことになる投資リスクについて

ハートフォード投資型年金（定期受取機能付・株 60 型／株 40 型）は、一時払保険料を特別勘定で運用します。特別勘定の主要投資対象である投資信託では、国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績により死亡保険金額や積立金額、将来の年金額が変動することから、株価や債券価格の下落、為替相場の変動により、積立金額および解約払戻金額などの受取総額が一時払保険料を下回り、損失を生じるおそれがあります。

諸費用について

この商品にかかる費用の合計額は、「積立期間中の費用（「保険関係費用」「運用関係費用）」と「年金の支払期間中の費用（「年金管理費）」の合計額となります。また、特定のお客さまには「解約控除」がかかります。

【すべての契約者にご負担いただく費用】

時期	項目	内容	費用
積立期間中 (毎日、積立金額から控除)	保険関係費用 (保険契約管理費)	ご契約の新規成立・維持等や死亡・災害死亡の保障等をするための費用	積立金額に対して 年率 2.36%
積立期間中 (毎日、信託財産から控除)	運用関係費用※	特別勘定の運用にかかる費用で、特別勘定が投資する投資信託の信託報酬等	信託報酬は投資信託の信託財産に対して 株 60 型：年率 0.42% (税抜 年 0.40%) 株 40 型：年率 0.3885% (税抜 年 0.37%)

※ 運用手法の変更、運用資産額の変動等により将来変更されることがあります（詳しくは「特別勘定のしおり」をご覧ください）。

※ その他、お客さまにご負担いただく手数料として、信託事務に関する諸費用、信託財産留保額、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等がかかる場合がありますが、費用の発生時に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、各特別勘定ユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、運用関係費用は、運用手法の変更、運用資産の変動等により将来変更される場合があります。

【年金支払開始日以後にご負担いただく費用】

時期	項目	内容	費用
年金の支払期間中 (年金支払の都度、責任準備金から控除)	年金管理費	年金支払の管理にかかる費用	年金額の 1%
相続年金の支払期間中（年金支払の都度、責任準備金から控除）	年金管理費	相続年金支払の管理にかかる費用	相続年金額の 1%

【特定の契約者にご負担いただく費用】

時期	項目	内容	費用
解約・一部解約時 (解約・一部解約時の積立金額または一部解約請求額から控除)	解約控除	ご契約日(増額日)からその日を含めて7年未満に解約・一部解約(特別払戻を除く)をされた場合にかかる費用	解約控除対象額に対して、経過年数に応じて定められた下記の解約控除率を乗じた額

〈解約控除率表〉

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上
解約控除	7%	7%	6%	6%	5%	4%	3%	0%

【終身保障に移行した場合の費用】

保険関係費用は積立金額に対して、特別払戻継続特約を付加した場合は年率2.14%、付加しなかった場合は年率2.10%となります。

*新特別加算金付最低保証年金特約を付加した商品では、終身保障に移行した場合は新特別加算金付最低保証年金特約が消滅するために保険関係費用が変更されます。

その他ご留意いただきたい事項について

・この商品は、長期(株60型:15年以上/株40型:10年以上)に渡って運用を行った後に、年金として長期(株60型:10年以上/株40型:15年以上)に分割受取る等の所定の条件を満たすことにより、年金保証額(基準年金総額)と特別払戻※累計額(定期受取累計額を含む)を合計した受取総額は、一時払保険料相当額が最低保証されます。主契約による年金の受取方法(確定年金、保証期間付終身年金、保証期間付夫婦年金、一時金付終身年金)へ変更した場合や年金支払開始日以降に年金を一時支払により受け取る場合等には、一時払保険料相当額の保証はありませんので受取総額が一時払保険料相当額を下回るリスクがあります。

※「特別払戻」とは、年間で特別払戻基準額(一時払保険料相当額)の3%以内の一部解約で、解約控除は適用されません。

・ご契約の解約・一部解約(特別払戻を除く)を行った場合、解約払戻金に最低保証はありません。

以上

* * *

ハートフォードおよびハートフォード生命保険株式会社について

フォーチュン100社の1社であるザ・ハートフォード・ファイナンシャル・サービスズ・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所取引コード: HIG、以下「ハートフォード」)は、米国で最も由緒ある大手保険および金融サービス会社の1つであり、ミューチュアル・ファンドを含む投資金融商品をはじめ、各種生命保険、団体年金、団体生命保険、自動車保険、住宅保険、法人向け損害保険などを提供しています。2006年における収入は約265億ドルに達しています。ハートフォードは、日本、ブラジル、英国で国際事業を展開しています。ハートフォードに関する詳細な情報についてはウェブサイト(www.thehartford.com)をご覧ください。ハートフォード生命保険株式会社は、ハートフォードの日本法人です。

『年金の達人®』ハートフォード生命は、お客様が退職後の大切な資産を有効に運用・活用して、経済的に安心してすごしていただけるように、最適なソリューションを提供するトップ・ブランドを目指します。ハートフォード生命の変額個人年金保険の販売は2000年12月の営業開始以来、好調に推移し、2007年3月末現在、特別勘定資産残高でみた同市場のシェアは約24.7%と、ナンバーワンの実績を収めています。当社に関するより詳細な情報については、ウェブサイト(www.hartfordlife.co.jp)をご覧ください。

本リリースに記載されている過去の実績は将来の実績を示すものではありません。この商品は、将来受け取る年金額や解約時の払戻金額などが特別勘定の運用実績によって変動する年金保険です。特別勘定は、投資信託を主な投資対象とし有価証券等に投資されますので、特別勘定の運用には、株価の下落や為替の変動等による投資リスクがあります。特別勘定の運用実績は積立金額に直接反映し、その損益はすべて契約者に帰属します。運用実績によっては、将来受け取る年金額や解約時の払戻金額等の総額が払込保険料総額を下回る可能性があります。この保険商品のご購入の検討にあたっては、必ず変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。また、税務、会計および法律に関しては、それぞれの資格を有する専門家にご相談ください。

また、本リリースには、米国1995年私募証券訴訟改正法(Private Securities Litigation Reform Act of 1995)において定義されている将来の見通しに関する情報が含まれています。投資家の皆様にはこのような将来の見通しに関する情報が、当社の将来の業績を保証するものではなく、また実際の業績は大きく異なる可能性があることをご理解願

ます。また投資家の皆様におかれましては、当該リスクおよび不確定要素は将来の当社業績に影響を及ぼす可能性があることをご理解いただきたいと思ひます。このような重要なリスクおよび不確定要素には、米国証券取引法により報告が義務付けられている四半期の報告書(10-Q)や2006年の年次報告書(10-K)に記載されている項目が含まれます。また、当社では、本リリース発表後にその内容を更新する義務を負いません。

<この件に関するお問い合わせ先>

ハートフォード生命保険株式会社

広報部広報ユニット

白土朋之/戸川明美

電話: 03-5777-8000